

令和 7 年(2025 年) 1 1 月 5 日
下関市教育委員会教育部生涯学習課

生涯学習関係施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、生涯学習関係施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市教育委員会が指定することになります。

記

1. 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名 称 下関市芝学習等供用会館
所 在 地 下関市王喜字津井一丁目 5 番 2 5 号
施設内容 社会教育施設
- ②名 称 下関市串学習等供用会館
所 在 地 下関市松屋本町一丁目 5 番 1 8 号
施設内容 社会教育施設

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで(5 年間)

(3) 指定管理候補者の概要

- ①下関市芝学習等供用会館
名 称 芝自治会
所在地 下関市王喜字津井一丁目 4 番 6 1 号
- ②下関市串学習等供用会館
名 称 串自治会
所在地 下関市松屋本町二丁目 2 番 2 9 号

2. 選定までの経緯

- 令和 7 年 8 月 1 8 日 非公募により申込書の受付開始
- 令和 7 年 9 月 8 日 申込書の受付終了
- 令和 7 年 9 月 2 5 日 下関市指定管理候補者選定委員会(生涯学習関係施設)から下関市教育委員会が意見書を受理

令和 7 年 1 0 月 1 0 日 下関市教育委員会が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

申込みは、下関市芝学習等供用会館は芝自治会、下関市串学習等供用会館は串自治会からのみ受け付けます。各自治会は、申込時に、次のアからカまでのいずれの要件も満たす団体であることとします。なお、各自治会は、下関市が非公募により単独指名した経緯から、共同体を結成して申込むことはできません。

ア 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

イ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続中でないこと。

ウ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去 2 年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

カ 過去 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

(2) 申込状況

①下関市芝学習等供用会館

申込書提出団体数 1 団体（芝自治会）

②下関市串学習等供用会館

申込書提出団体数 1 団体（串自治会）

3. 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市教育委員会に提出されました。

下関市教育委員会は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体を指定管理候補者として選定しました。

4. 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）の委員（4名）

【学識経験者】朝原 嘉彦（社会教育委員会 委員長）

【学識経験者】小田 耕一（社会教育委員会 副委員長）

【利用に関する有識者】村上 豊実（王喜自治連合会 会長）

【利用に関する有識者】久永 春美（王喜婦人会 会長）

※委員長は、委員の互選により決定

5. 選定基準

選定基準は別紙1のとおりとし、委員1人当たり100点満点にて採点する。各委員の採点数を合計した数値を申込者の点数とし、最低制限基準である「250点」以上である場合、指定管理者の選定に合格するものとする。

6. 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

①下関市芝学習等供用会館 芝自治会

A委員	B委員	C委員	D委員	合計点	平均点
77	83	96	73	329	82.25

②下関市串学習等供用会館 串自治会

A委員	B委員	C委員	D委員	合計点	平均点
77	83	93	73	326	81.50

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

(3) 議事録（要点）

別紙2のとおり

7. 選定結果

下関市教育委員会は、下関市指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、芝自治会を下関市芝学習等供用会館の指定管理候補者に、串自治会を下関市串学習等供用会館の指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定のされた団体の提案内容

別紙3-1、2「提案概要」のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）における審査の結果、指定管理候補者として適当であると答申があったため。

8. 提案額

5年間の指定管理料 なし